

施工計画書作成要領（案）

平成25年4月

宮 城 県

目次

1. はじめに	1
2. 適用範囲	1
3. 提出時期	
4. 総合評価落札方式による請負工事の場合	2
5. 施工計画書の構成	2
6. 施工計画書の作成要領	
1. 工事概要	3
2. 計画工程表	4
3. 現場組織表	5
4. 指定機械	6
5. 主要船舶・機械	6
6. 主要資材	7
7. 施工方法	7
8. 施工管理計画	11
9. 安全管理	12
10. 緊急時の体制及び対応	15
11. 交通管理	16
12. 環境対策	16
13. 現場作業環境の整備	16
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	17
15. 総合評価提案事項確認表	18
16. その他	18
参考資料	19

1.はじめに

土木工事は、屋外作業での一品生産であるため、自然的・人為的・社会的条件により工法・工期・施工性などが大きく左右されるものであり、これらの制約条件を十分に調査把握し、施工計画を作成し、実行予算を積算しているのが実状と思われま

す。このことから、施工計画書作成に当り、共通仕様書で規定している必要項目について各請負事業者が自分の施工に合わせ独自の施工計画がなされることが基本と考えられますが、その内容について一般的事項を施工計画書作成要領に示すものです。

この施工計画書作成要領（案）は、宮城県土木部で施工する土木工事にかかわる施工請負者が提出する「施工計画書」の標準的指針であり、工事実施に必要な項目を十分に網羅した施工計画書を作成し、併せて、これまでの経験を踏まえつつ改善すべき点については漏れなく記述し、より完成度の高いものを目指してください。



施工計画書は発注者に形式的に提出するだけの書類ではありません。良い品質・安全な施工・コストの削減を実現する上で、なくてはならないものです。

2.適用範囲

この施工計画書作成要領は、宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編Ⅰ）の第1編共通編1-1-4に規定する「施工計画書」に適用する。

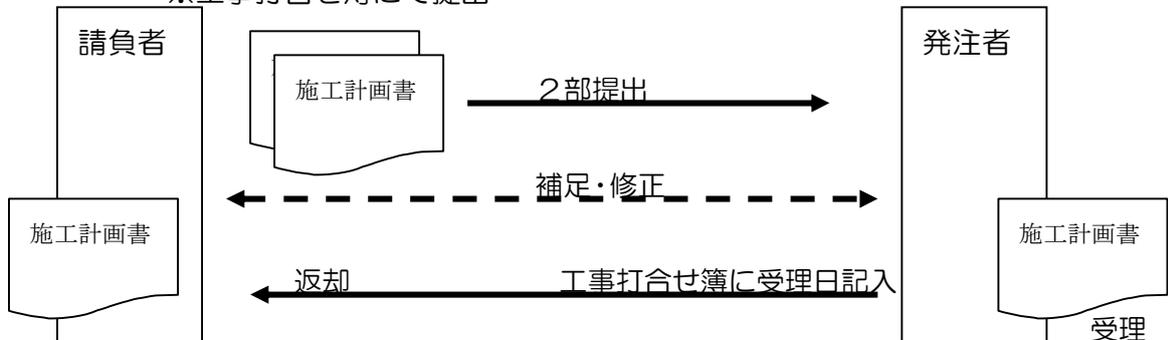
3.提出時期

施工請負者は、「施工計画書」を第1回打合せ後速やかに監督職員に提出するものとする。施工計画書を提出し受理（監督員が補足を求める場合があります）されるまでは工事に着手できません。

なお、「施工計画書」の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度施工前に変更施工計画書を提出する。変更施工計画書は変更により変わった箇所だけの作成でかまいません。

提出部数：2部（発注者用・請負者用）決裁後1部返却

※工事打合せ簿にて提出



新たな工種の追加や施工方法の変更があった場合は十分に安全管理体制や事故防止対策を見直してください。

4.総合評価落札方式による請負工事の場合

総合評価落札方式により工事を落札し、「施工計画等」「技術提案等」において実施が前提となっている提案項目については、「5.施工計画書の構成」各項目の該当箇所にその内容を記載し、総合評価での提案であることを明示すること。また、提案項目の実施確認表を施工計画書に追加すること（6.施工計画の作成要領 14 参照）。

施工計画書は総合評価落札方式の評価において重要な判断材料となります。共通仕様書や他の計画書を写しただけの内容では評価されません。共通仕様書はその名の通り全ての工事に共通する事項を示すもので最低限の基準です。現場毎に施工方法も条件も異なります。評価だけでなく良い施工をするためにも、自ら現場や仕様書を見て作成する必要があります。

5.施工計画書の構成

施工計画書の構成は以下を基本とする。

1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織表
4. 指定機械
5. 主要船舶・機械
6. 主要資材
7. 施工方法（主要船舶及び機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
8. 施工管理計画
9. 安全管理
10. 緊急時の体制及び対応
11. 交通管理
12. 環境対策
13. 現場作業環境の整備
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
15. その他
 - ・ 総合評価提案事項確認表（総合評価落札方式による請負工事の場合）

施工計画書の構成については、共通仕様書に基づいております。

共通仕様書の改定等でこの構成と相違が生じた場合は共通仕様書を優先します。

「15. その他」について、共通仕様書では明記されていない項目をこの要領でしめしております。その他請負者として必要な情報を記載していただいても結構です。

6. 施工計画書の作成要領

1. 工事概要

1) - 1. 工事概要

- ・工事概要として、(1)工事名、(2)工事場所、(3)請負金額、(4)工期、(5)発注者、(6)請負者、(9)施工内容等について記載する。
- ・施工内容については、主体工事は何かを明記し、簡潔明瞭に記載する。

1) - 2. 位置図及び工事概要図

- ・施工箇所を示す位置図及び工事概要図を添付する。
- ・BMの位置高さ、現場事務所の位置

1) - 3. 施工計画作成にあたっての根拠資料や準拠資料

「宮城県土木工事共通仕様書」、「土工指針」、「コンクリート標準示方書」、「舗装要綱」等。特に「特記仕様書」については、内容も記載する。

【記載例】

1 - 1. 工事概要

1) 工 事 名 :

2) 工事場所 :

3) 請負金額 :

4) 工 期 :

5) 発 注 者 :

6) 請 負 者 :

7) 現場代理人 :

8) 監理技術者 : (生年月日 年 月 日)

(主任技術者) (資格番号) 資格種類 ()

※ 経験年数が資格の場合はその年数を記入

9) 施工内容 :

本 工 事

施工延長 L = m (No. ~NO.)

土 工 掘 削 V = m³

盛 土 V = m³

法 覆 工 張 芝 A = m²

筋 芝 A = m²

附帯工事

用水路工 L = m

10) 下請けの有無 : 有る場合は施工体系図等で明示すること。

11) 作業所名称 : 住所

電話

下請業者の現場責任者名 (施工体系図で代用可)

12) 摘 要 :

2. 計画工程表

- 1) 工事の計画工程表は、各工種毎に工期設定し、土曜閉庁日等含めた不稼動日の設定、全体工程とのバランス等を考慮し作成する。
- 2) 気象、地質、地下水等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させること。
- 3) 工程表の作図方式は原則として任意とするが、工種数・工事量等を考慮し適切な手法を選択すること。

【記載例】

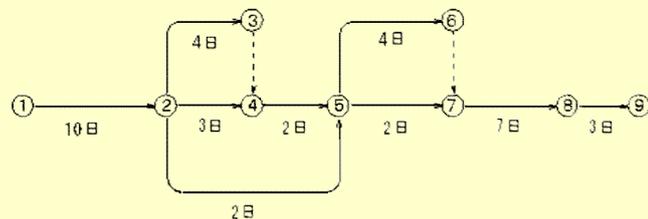
工事種別			数量	所要 日数	6月	7月
工種	種別	細別				
準備工			1式	14	バーチャート ネットワーク Etc・・・	
掘削	掘削	砂質土	〇〇m ³	10		
	床堀	//	△△m ³	8		
	埋戻	機 械	□□m ³	8		

工程表の種類について

工程表の作成方法は指定しませんが、その工事に適した工程表としましょう。

成績評定でネットワークで作成している場合加点対象となるため、単純な工事であってもネットワークで作成する傾向がありますが、工程と工程を単純に丸と線で繋いだバーチャートのような工程表は、ネットワーク工程表とはいえません。

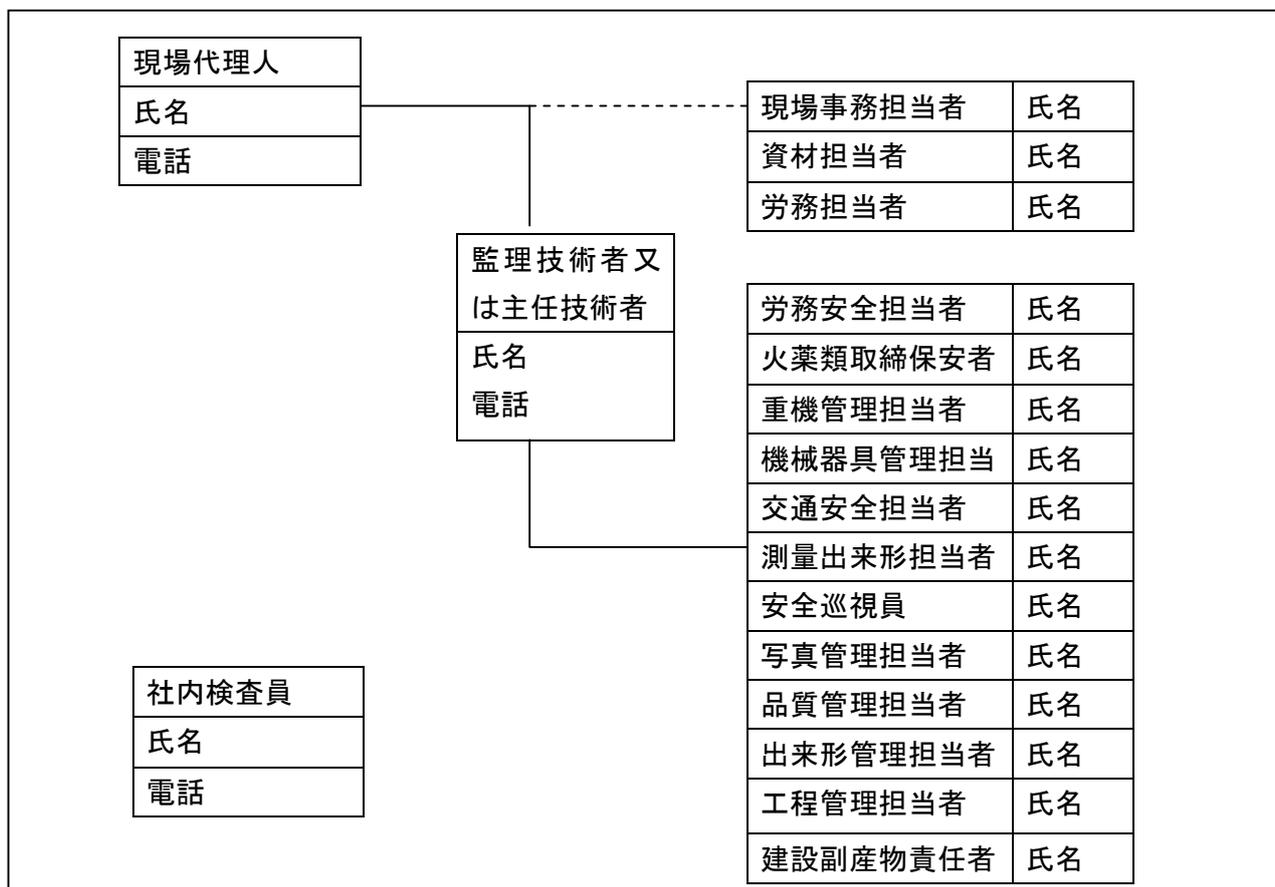
逆に工種・工程が複雑な工事でもバーチャートで作成している場合もありますが、工程管理が困難になる恐れがあります。



3. 現場組織表

- 1) 現場における施工管理に必要な組織を記載する。
- 2) 担当する職務の明記，現場における担当責任者を記入する。
- 3) 河川工事等では、観測、連絡態勢についても必要があれば記載する。
- 4) 施工の一部を下請負させる場合は施工体系図を作成する。

【記載例】



注1) 工事一件の請負金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事は、主任（監理）技術者の現場専任が求められていますので、主任（監理）技術者の主たる業務である安全管理、品質管理、工程管理の担当者は主任（監理）技術者として下さい。

注2) 表中「事務関係者」は元請業者の担当者を記入してください。また、担当者が社内従業員で現場事務所配置でない場合は例のような破線表示として下さい。

現場での施工体制では、一次下請業者の承認が必要であることはもちろん「元請負下請負適正化要綱」に基づき全ての下請負業者を施工体系図に明記し、下請契約書確認書を提出しなければなりません。

各担当者の配置には、実際に配置可能な人員としてください。ほとんどを1人が兼務してしまうと、負担が大きくなるのと、適切に役割を果たせなくなります。

4. 指定機械

- 1) 工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記述すること。
- 2) 工種毎に機械を区分し、能力等から適合規格を選定する。

【記載例】

機械名	規格	台数	認定又は指定番号	使用工種	備考
バックホウ	0.45m ³	1	3683 PC128US-8	掘削工	
ブルドーザ	16t	1	2-1077 D6N LGP	路体盛土	

5. 主要船舶・機械

- 1) 工事に使用する機械で、設計図書で指定されていない使用機械について記述すること。
- 2) 工種毎に機械を区分し、能力等から適合規格を選定する。

【記載例】

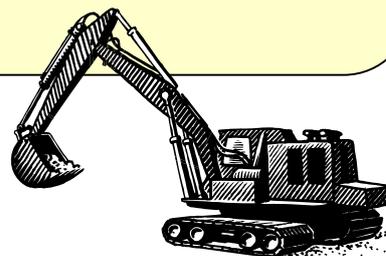
機械名	規格	台数	使用工種	備考
バックホウ	0.45m ³	1	掘削工	
ブルドーザ	16t	1	路体盛土	

指定機械と主要船舶・機械の違い

指定機械とは、仕様書の中で種類や規格が明確に指定されているものを言います。通常は騒音振動、排ガス規制、標準操作等の指定ですが、特殊な工法や現場条件により機械が指定される場合があります。この場合、請負者は指定された機械を使用する義務があります。

主要機械は、指定されていないその他の機械で、積算内容に関わらず請負者の裁量で決定した機械です。

仕様書に添付されている参考の金抜き設計書には機械の種類や規格が記載されていますが、あくまで金抜き設計書は標準積算上のものであるため、その機械を施工計画書に記載しなければならないというわけではありません。実際に使用する機械を記載してください。



6. 主要資材

- 1) 工事に適合し、種別・数量に不足がないかを検討し、使用する資材の一覧を表示する。必要に応じて製造業者等を記入のこと。
- 2) 同一品名で規格の異なる生コン等については備考欄に使用箇所等を表示する。
- 3) グリーン製品使用の有無を記入します。積極的に活用しましょう。

【記載例】

品名	規格	単位	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			グリーン製品	備考
						月	月	月		
鉄筋	SD345,D13	t	2.00	〇〇	ミルシート	5	6	8		
生コンクリート	18-8-40-60%	m3	100.00	〇〇	試験成績表	6				
ポリニエータ	φ89	本	100.00	〇〇		9			○	

資材を数回に分けて納入する場合は、その月を記載します。

グリーン製品を使用する場合は○印を付けます。

グリーン製品の積極的活用。

宮城県では、県内で発生した再生資源を原料としたものなどの、県認定のグリーン製品を活用するため、[「宮城県グリーン製品」の利用推進に関する指針](#)

(http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/kyotusiyou/h19_08/sankou/greensisin.pdf)をさだめております。請負者の皆様には積極的な採用をお願いするものです。

7. 施工方法

- 1) 工事を施工するに当たり、その施工方法及び施工上の留意事項等具体的に記入すること。なお、一般的な施工手順ではなく、現場条件に即したものとなるように注意すること。
- 2) 施工方法の説明には、極力略図を利用すること。

【施工方法記載にあたっての留意事項】

- 1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

- 2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

- 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）
- 主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・湧水時期等）
- 工事施工上の制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）
- 関係機関との調整事項

また、準備として工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

3) 使用機械

該当工種における使用予定機械を記載する。

4) 仮設備計画

工事全体に共通する、仮設備の構造、配置計画等について、位置図・概略図等を用いて具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料・機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載する。



【記載対象】

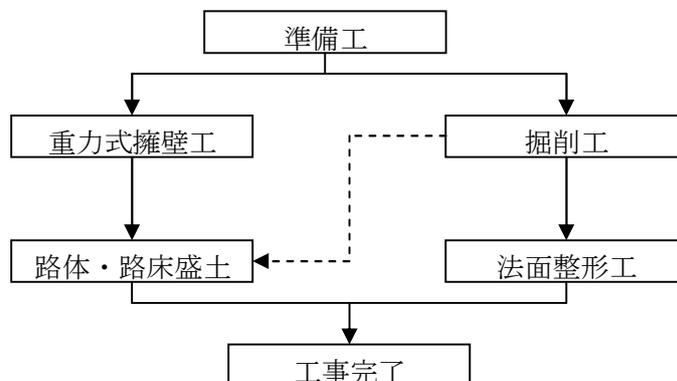
記載対象は次のような場合を基準とする。

- 1) 「主要な工種」
- 2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- 3) 設計図書で指定された工法
- 4) 共通仕様書に記載されていない特殊工法
- 5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- 6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- 7) その他、共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

施工方法には、一通りの作業の流れと、その現場に応じた作業方法・手順の記載が必要です。発注者は事前に、施工計画書の施工方法を確認し危険な作業が無いが、適切な品質確保ができるかを確認します。現場で施工計画書と別の手順で作業している場合、工事成績での減点にもつながります。場合によっては契約違反ということになり指名停止もありえます。特に任意施工の工種については、工法や手順を詳細に記載し監督員に十分説明する事が必要です。もしも、事故が発生した際に施工計画書の手順と現場の作業が合っていないと問題になります。

【記載例】

工事全体フロー



重力式擁壁(個別作業フロー)

床均し

床付け付近の掘削は、過掘りがないように人力併用で行い、高さはレベルにてチェックします。湧水等により水替えが必要な場合は、釜場を設置し水中ポンプにて水替えを行います。

均しコンクリート

均しコンクリート型枠は、所定の厚さ、幅が確保できるように組み立てた後、ホッパー(0.5m³)にて生コンクリートを打設します。

型枠組立

合板(t=12mm)を使用します。目違いのないように組立て所定の形状、寸法を確保できるように組み立てます。

コンクリート打設

コンクリートポンプ車にて打設を行います。コンクリートは分離しないように落下高さ1.5m以内として水平打ちを行います。
 浮水は骨材とペーストとの分離に気を配り丁寧に排除します。
 コンクリートの打設中は、棒状バイブレーターを使用し、鉄筋、型枠の隅々まで密実に充填させます。仕上げは、コンクリート天端に達したとき、荒仕上げによって整形し、金ごてにて仕上げます。

養生

コンクリート養生は、保温シートにて行います。

打設計画図



文書だけでは説明しきれない場合や、図面があったほうがわかりやすい場合は、積極的に略図や図面を添付してください。

監督員から分かりやすく図や絵を入れるようにと指示されることがありますが、意味を持たない単純な作業や重機のイラストを入れることではありません。上記記入例では、打設計画図を入れてみました。

また、図を入れる場合は実際の作業と整合がとれているか十分確認してください。標準的な図を使い回している場合、実際の作業と整合がとれていないと誤解を招きます。イメージ図と称して作業と合わない図を入れないでください。

<敷き均しエ>



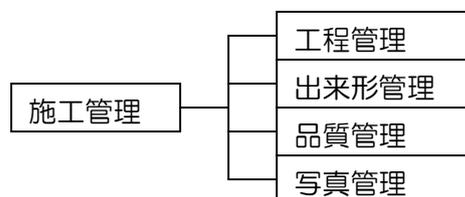
ブルドーザで敷きならします

イラストが無くても分かりきっていること。

8. 施工管理計画

宮城県土木部共通仕様書（土木工事編Ⅰ）に示す「土木工事施工管理基準及び規格値」「品質管理基準」「写真管理基準」等に基づき、施工管理方法を記述する。ただし、条件の厳しい社内規格値を定めているもの、共通仕様書に定めのないもの、施工規模・施工条件（工事目的物の重要性、軟弱地盤等の特別な条件、施工の困難性等）等により別に基準を定める場合はその内容を記す。

定められた工期、所要の品質、寸法の確保等を目的として下記の構成をもとに適切な管理を行う。



1) 工程管理

実施工程表により管理する。異なる方式で管理する場合はその方式で工程管理表を作成する。

2) 出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載する。なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

【記載例】

種別	細別	管理項目	測定基準・箇所	規格値	社内規格値	管理方法	備考
土工	路体盛土工	基準高,法長,幅	20mに1ヶ所 No.20,21,22,23	〇〇	△△	出来形管理図表 出来形展開図	
	法面整形工	厚さ	合計4ヶ所	〇〇	△△	出来形管理図表	
カル バー ト工	採石基礎工	幅,厚さ,延長	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	〇〇	△△	出来形管理図表	
	均しコンクリート	幅,厚さ,延長		〇〇	△△	出来形管理図表	
	駆体コンクリート	基準高,厚さ,幅,高さ,延長	〇〇	△△	出来形管理図表		

3) 品質管理

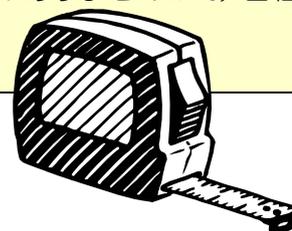
その工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について記載する。

【記載例】

種別	細別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値	社内規格値	備考
路体 盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質 変化時	1回	試験成績表			
	施工	現場密度の測定		1000m ³ /回	5回	試験成績表・成果一覧表			

社内規格値

共通仕様書に記載されている、基準値は最低ラインの値です。これを超えれば失格ということになり、手直しや破壊命令措置がとられる可能性もあります。そのために社内規格値を設けて管理することが望ましいです。あまりにも厳しい基準で達成できないのでは、意味がありませんので、自社で対応可能な社内規格値を設定しましょう。



4) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記載する。

基本的に、完成後確認できなくなる箇所や次の段階に移るための条件がある場合に段階検査を受けてから施工するもの。

【記載例】

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記事
路床盛土	ブルル-リツ	路床盛土完了時	○月○日	

5) 品質証明

その工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記載する。

6) 写真管理

その工事で行う写真管理について記載する。

【記載例】

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	備考
路体盛土工	巻出し厚	巻出し時	200m に 1 箇所 No.22	各代表箇所 1 枚 No.22	
	締固め状況	締固め時	1 箇所 No.22		
	法長・幅	施工後	200m に 1 箇所 No.22		
法面整形工(盛土部)	仕上げ状況・厚さ	仕上げ時	200m に 1 箇所 No.22		

撮影頻度と提出頻度

写真管理基準には「撮影頻度」と「提出頻度」二つの頻度が記載されています。撮影頻度は現場において必ず撮影しなければならない頻度です。提出頻度は、撮った写真を整理して紙媒体で提出する頻度です。ほとんどが工種 1 枚程度の少ない頻度なので、検査時に検査員にそれ以外の写真を求められた場合は撮影頻度で撮影した写真を見せてください。銀塩写真の場合はネガアルバムで整理を。デジタルカメラの場合は、CD-ROM等でパソコン上での閲覧となります。

この提出頻度を守ることで、工事成果の減量化や写真プリント代の節約が可能です。撮影頻度で撮影した写真は、後日検査等でスムーズに出せるように整理しましょう。ネガアルバムでは難しいですが、デジタルカメラについては、とりまとめ方法が決まっていますので、専用のソフトを使えば簡単に管理できます。

また平成19年度からは、緩和基準が策定されており、専用の写真管理ソフトを使わなくとも Excel 等の表計算ソフトにファイルの一覧を入力して CD-ROM に一緒に書き込んで提出できます。



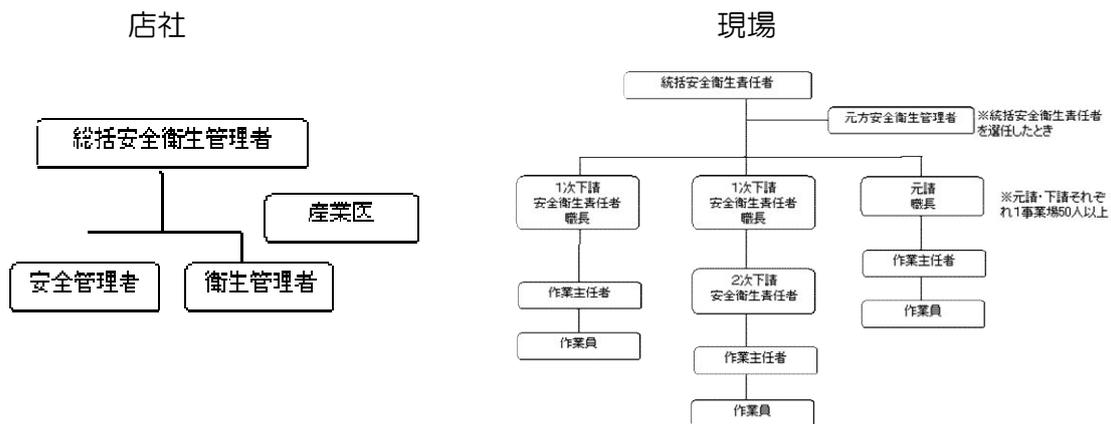
9. 安全管理

- 1)安全管理組織、計画、活動を明確化し、それについて記述すること。
- 2)工事施工にあたり無事故・無災害の目標達成のため、基本方針を確立し、安全管理組織表及び作業別有資格者（選任すべき主任者の確保）一覧を記載する。
- 3)各月の工程に合わせた重点対策と安全訓練の実施項目を記述する。
- 4)リスクアセスメント実施一覧表（様式は任意）を添付する。
- 5)車両系建設機械作業計画書等を添付すること。

【記載例】

1. 安全推進目標
2. 目標達成のための基本方針(工程に合わせた実際の計画を記載のこと)
 - (1)現場の安全衛生組織の確立
 - (2)計画段階での安全の追求
 - (3)安全作業指示の徹底
 - (4)安全活動の実施方法
 - (5)安全施設計画について図示等で明示すること
 - (6)「作業員の注意に頼らない安全管理」が大原則であることを念頭に計画を練ること
3. 安全(衛生)管理組織

【安全管理組織図】



【作業区分別有資格者一覧】

資格名	職名	氏名	交付番号	取得年月日	作業区分
地山の掘削作業	作業主任者	〇〇 〇〇	No.		掘削工
型枠支保工作業	作業主任者	〇〇 〇〇	No.		
玉掛作業			No.		

現場組織表と同じく実際に配置可能な人員としてください。また配置された者は責任をもって安全管理にあたるよう指導願います。法律等で選任が義務づけられている職もありますので、職名と一緒に関係法令を記入してください。(例 安全衛生責任者 法16)

作業主任者は法律で定められています。作業主任者が必要な作業を確認して確実に配置し、実際にその有資格者が作業にあたるように徹底願います。

リスクアセスメントの危険性の評価手法などは具体的な評価基準が無く、○△×評価や数値評価など多種多様であるため、様式は任意とする。各請負者において従来から使用している様式があればそれを使用してよい。厚生労働省のホームページ（下記アドレス）に色々な事例を紹介しているので、参考とされたい。

「リスクアセスメント等関連資材・教材一覧」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

【記載例】 リスクアセスメントの実施一覧表

1.手順	2.危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	3.既存の災害防止対策	4.リスクの見積り			5.リスク低減措置案	6.措置実施後のリスクの見積り		
			重篤度	可能性	優先度		重篤度	可能性	優先度
BF移動	死角のため関係作業員が重機と接触する	対策未実施	×	△	Ⅲ	移動前に人払いをし、誘導員の合図で重機を移動する	×	○	Ⅱ
BF掘削	作業員がBFの作業半径に立ち入り、接触する	・誘導員の配置 ・立入禁止区域の設定	△	△	Ⅱ	近接危険センサーを設置する	△	○	Ⅰ

凡例：●災害の重篤度 ×＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度

●発生可能性 ×＝頻繁・可能性が高いか比較的高い
△＝時々・可能性がある
○＝ほとんどない・可能性がない

●優先度 Ⅲ＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。
Ⅱ＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。
Ⅰ＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

優先度	発生可能性		
	×頻繁・可能性高い	△時々・可能性がある	○ほとんどない・可能性がない
×致命的・重大	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
△中程度	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
○軽度	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

【記載例】

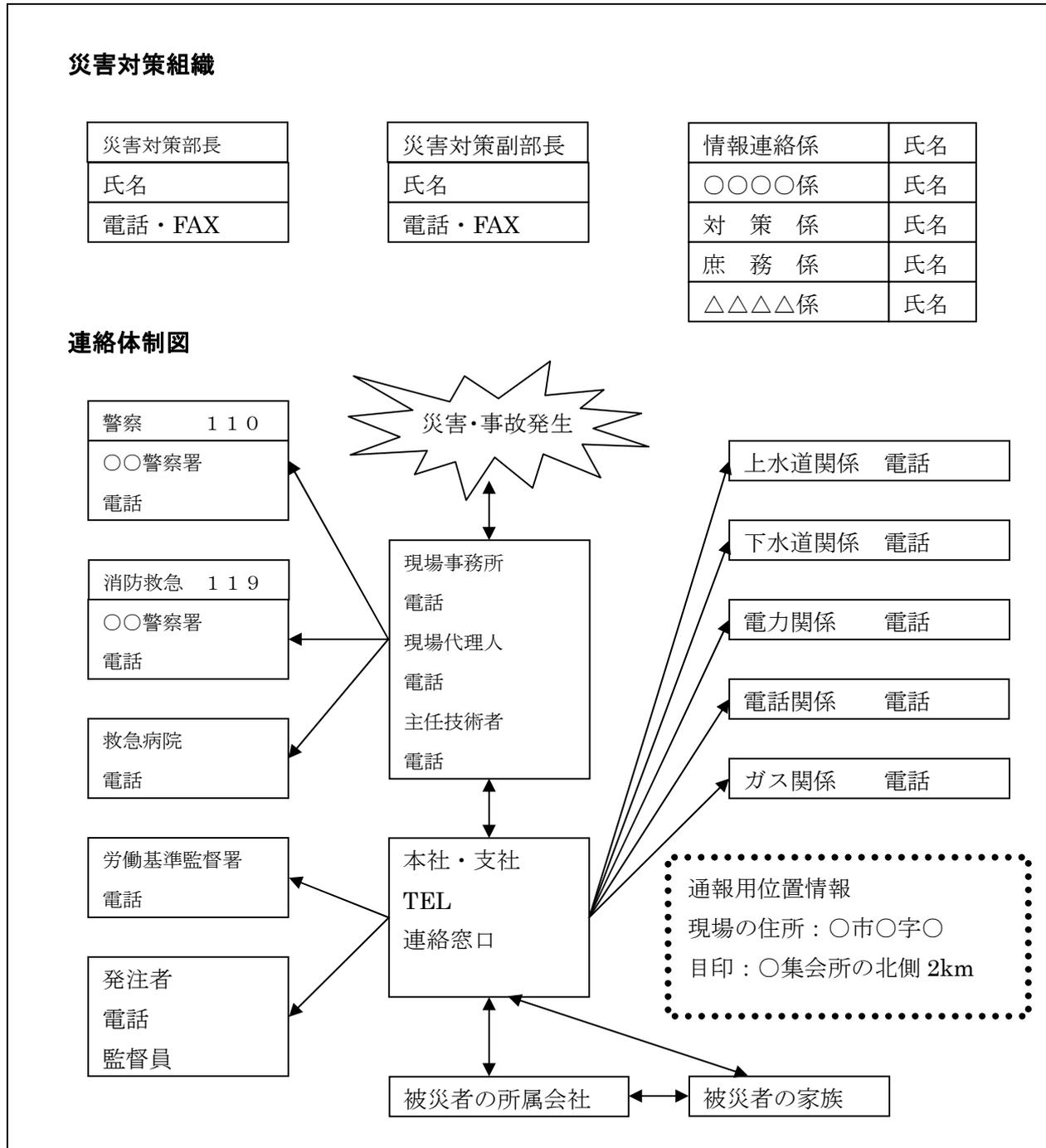
- 車両系建設機械作業計画書（安衛則155条）
- 高所作業車作業計画書(安衛則 第194条の9)
- 不整地運搬車作業計画書(安衛則 第151条の3)
- 移動式クレーン作業計画書(クレーン等安全規則 第66条の2)

10. 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の、災害防災及び災害が発生した場合や事故・労働災害発生に対する、体制及び連絡系統を記載する。

連絡体制図には下請負者の連絡先も記載させる。また、工事によっては警備会社やダンプトラック等の運輸会社等関係者全てを記載する。

【記載例】



労災保険の療養（補償）給付請求手続きの際に、労災指定医療機関へ受診が原則ですので事前に現場付近の指定病院を確認しておくことが望ましいです。

事故が発生した場合は、事業主から労災である旨を病院へ連絡しましょう。



11. 交通管理

工事現場での一般通行者の交通事故の防止及び沿道住民への迷惑を防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するための管理対策を記載する。

※ 共通仕様書 1-1-33（交通安全管理）による

<記載例>

- 1) 具体的な保安施設配置計画（交通誘導員の配置、安全施設等の配置図等）
- 2) 積載超過運搬防止対策
- 3) 通行止め等規制を行う場合の迂回路案内図
- 4) 主要材料（工事間利用土砂を含む）、機械等の搬入・搬出経路及び出入口対策
※ 運搬経路の高さ、重量制限等の交通規制を事前に調査すること。

12. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

なお、ISO対象工事の場合は、より具体的に記載すること。

<記載例>

- 1) 騒音，振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ，ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

13. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、下記の事項についての取り組みを記載する。

<記載例>

- 1) 仮設関係（安全施設の整備や）
- 2) 安全関係（保護具や有毒ガス・酸欠・粉じん対策，救急用具の整備）
- 3) 営繕関係（現場事務所・休憩所の配置等，消防施設）
- 4) イメージアップ対策の内容（イメージアップ経費を計上された場合）
- 5) その他

救急用具について

現場での軽微な負傷や応急手当のため救急箱を完備するのは良いことですが、まれに風邪薬等が置かれています。風邪薬が必要な労働者は作業させてはいけませんので、あまり好ましいことはありません。良い事例としてはAED（自動体外式除細動器）を完備する現場もあります。



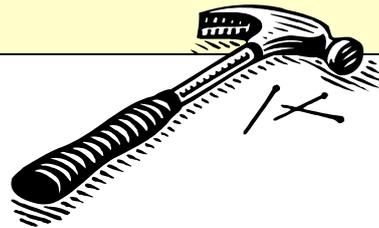
15. 総合評価提案事項確認表（総合評価落札方式による請負工事の場合）

総合評価落札方式で落札した工事の請負業者は、入札時配置予定技術者が提案した「施工計画等」「技術提案等」の実施項目について、実施の有無を確認できるよう施工計画書の構成項目別に一覧表を作成すること。

【記載例】

構成項目名	実施項目内容	実施の有無	掲載ページ
4 安全対策	工事車両出入りに常に誘導員を○人つける		P 5
6 主要資材	設計では現場製作の△△を二次製品で対応する		P 10
7 施工方法	掘削工		P 15
	バックホウを2台配置して期間を短縮する		
8 施工管理計画			

総合評価提案事項確認表は総合評価落札方式による請負工事の場合に提案された内容を記載した資料です。提案した内容は必ず実施しなければなりません。施工写真も提案内容が分かるようにまとめましょう。実施していない場合、もしくは確認できない場合、工事評定の減点になります。



16. その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

<記載例>

- 1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 2) 地元への周知
- 3) 休日

参考資料

- 再生資源利用計画書
- 再生資源利用促進計画書
- 工事工程別安全衛生管理計画書
- 安全衛生管理体制
- 危険有害業務従事労務者資格一覧
- 作業主任者の選任
- 建設機械の就業制限
- 悪天候時及び地震後の作業規制一覧

再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄		請負会社名	請負者コード*2		記入年月日
		担当者			会社所在地	TEL FAX	
TEL ()				TEL ()		工事責任者	
TEL ()				TEL ()		調査票記入者	

工事名	工事種別コード*3	最終工事 請負金額	100万円未満四捨五入 単位:千円まで _____,000,000 円 (税込み)
工事施工場所	宮城 <input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村 <input type="checkbox"/>	住所コード*4	工期 自 _____ 至 _____
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)		

建築面積	単位:百万まで	階数	地上 _____ 階
延床面積	単位:百万まで	地下 _____ 階	地下 _____ 階
構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造
<input type="checkbox"/> (印をつける)	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> その他
用途	<input type="checkbox"/> 居住専用	<input type="checkbox"/> 居住産業併用	<input type="checkbox"/> 事務所
<input type="checkbox"/> (印をつける)	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 工場、作業用	<input type="checkbox"/> 倉庫
	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 病院診療所	<input type="checkbox"/> その他

尚、解体工事については、建築面積は御記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用実績

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材 (新材を含む)				再生資材の供給元								再生資源				
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 単位:百万まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称								再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 単位:百万まで (注1)	利用率 B/A×100
					供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元施設、工事等の名称		再生資材の供給元場所住所		再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 単位:百万まで (注1)				
土砂				締めm ³										締めm ³	%	
				締めm ³										締めm ³	%	
				締めm ³										締めm ³	%	
				締めm ³										締めm ³	%	
				締めm ³										締めm ³	%	
			合計	締めm ³										締めm ³	%	
砕石				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
			合計	トン										トン	%	
アスファルト 混合物				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
			合計	トン										トン	%	
その他 (再生資材 のみ記入)				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
				トン										トン	%	
			合計	トン										トン	%	

- コード*5
土砂について
- 第一種建設発生土
 - 第二種建設発生土
 - 第三種建設発生土
 - 第四種建設発生土
 - 泥土(建設汚泥以外)
 - 土質改良土
 - 再生コンクリート砂
 - 山砂、山土等の購入土、採取土
- 砕石について
- クラッシャーラン
 - 粒度調整砕石
 - 鉋さい
 - 単粒度砕石
 - ぐり石、割ぐり石
 - その他
- アスファルト混合物について
- 粗粒度アスファルトコンクリート
 - 密粒度アスファルトコンクリート(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)
 - 細粒度アスファルトコンクリート
 - アスファルトモルタル
 - 加熱アスファルト安定処理路盤材
- その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

- コード*6
土砂について
- 道路路体
 - 路床
 - 河川築堤
 - 構造物等の裏込材、埋戻し用
 - 宅地造成用
 - 水面埋立用
 - ほ場整備(農地整備)
 - その他(具体的に記入)
- 砕石について
- 舗装の下層路盤材
 - 舗装の上層路盤材
 - 構造物の裏込材、基礎材
 - その他(具体的に記入)
- アスファルト混合物について
- 表層
 - 基層
 - 上層路盤
 - 歩道
 - その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- その他について(利用用途を具体的に記入)

- コード*7
再生資材の供給元について
- 現場内利用
 - 他の工事現場
 - 再資源化施設
 - ストックヤード
 - その他

- コード*8
施工条件について
- 再生材の利用の指示あり
 - 再生材の利用の指示なし

- コード*9
土砂について
- 第一種建設発生土
 - 第二種建設発生土
 - 第三種建設発生土
 - 第四種建設発生土
 - 泥土(建設汚泥以外)
 - 土質改良土
 - 再生コンクリート砂
- 砕石について
- 再生クラッシャーラン
 - 再生粒度調整砕石
 - 鉋さい
 - その他
- アスファルト混合物について
- 再生粗粒度アスファルトコンクリート
 - 再生密粒度アスファルトコンクリート(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)
 - 再生細粒度アスファルトコンクリート
 - 再生アスファルトモルタル
 - 再生加熱アスファルト安定処理路盤材
- その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事に用-

建築工事に於いて、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ「様式8」を作成して下さい。

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	請負会社名	請負者コード*2	記入年月日
		担当者			
		TEL ()	会社所在地	TEL FAX ()	工事責任者
				()	調査票記入者

工事名	工事種別コード*3	最終工事	100万円未満四捨五入 単位:千円まで
		請負金額	,000,000 円 (税込)
工事施工場所	宮城 <input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	住所コード*4	工期
工事概要等	施工条件の内容		

建築面積	延床面積	階数	地上 階	地下 階
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (<input type="checkbox"/> に印をつける)	コンクリートブロック造	鉄筋コンクリート造 木造	鉄骨造 その他
用途	居住専用	工場、作業用	居住産業併用	事務所 倉庫 その他
	店舗	学校	病院診療所	

尚、解体工事については、建築面積は御記入いただかなくても結構です。

2. 建設副産物搬出実績

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。
注) 再資源化施設、最終処分場は、指定副産物の種類ごとに3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上におわたる場合は、用紙を換えて記入して下さい。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)
1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

指定副産物の種類	(1)発生量 (掘削等) =(2)+(3)+(4)	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 (2)±(5) (1) × 100						
		用途コード*10	(2)利用量	減量法コード*11	搬出先名称	区分	施工条件の内容コード*12	搬出先場所	住所コード*4	運搬距離 単位:千まで	搬出先の種類コード*13	受入地の用途コード*14	(4)現場外搬出量 単位:百万まで	うち現場内改良分		(5)再生資源利用促進量 (注2)					
建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1ヶ所目																
					2ヶ所目																
					3ヶ所目																
	第二種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1ヶ所目																
					2ヶ所目																
					3ヶ所目																
	第三種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1ヶ所目																
					2ヶ所目																
					3ヶ所目																
	第四種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1ヶ所目																
					2ヶ所目																
					3ヶ所目																
	泥土 (河川、湖沼等の浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1ヶ所目																
					2ヶ所目																
					3ヶ所目																
合計	0	0	0									0	0	0							
コンクリート塊	トン	トン	トン	1ヶ所目																	
				2ヶ所目																	
				3ヶ所目																	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	1ヶ所目																	
				2ヶ所目																	
				3ヶ所目																	
建設発生木材	トン	トン	トン	1ヶ所目																	
				2ヶ所目																	
				3ヶ所目																	
建設汚泥	トン	トン	トン	1ヶ所目																	
				2ヶ所目																	
				3ヶ所目																	
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	1ヶ所目																	
				2ヶ所目																	
				3ヶ所目																	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は1表-41参照のこと)
再生資源利用促進
1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(他工事で再利用される場合)
5.海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)

最終処分場・その他
6.海面処分場
7.内陸処分場(建設発生土受入地を含む)
8.建設発生土ストックヤード(再利用されない場合)
9.中間処理施設(焼却施設、処分のための中間
処理施設に限る)
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量(4)のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.~5.の合計

安全衛生管理体制

事業所の安全衛生管理体制

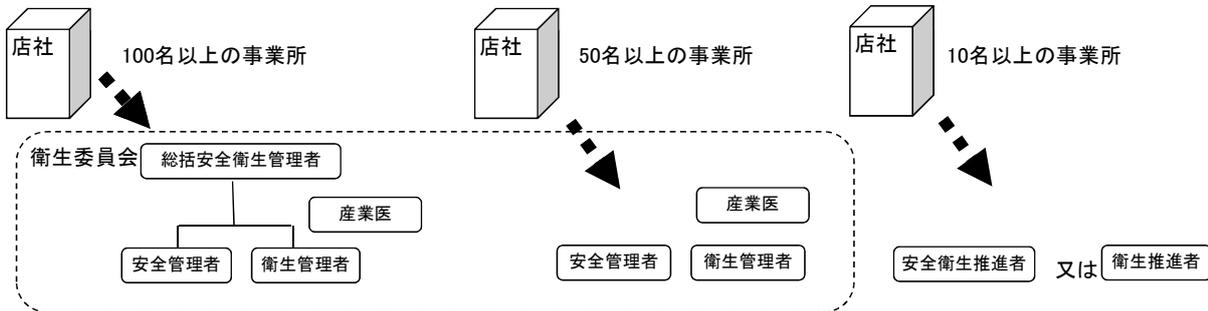
	職名	選任・設置規模 ※選任と専任に注意	規則条項	業務	規則条項	構成	行政	資格	巡視	10~49人	50~99人	100人~
大規模	総括安全衛生管理者	常時100人以上	法10,令2	指揮・統括管理	法10	1人	基準局長勸告	統括管理				○
	安全管理者	・常時50人以上 ・常時30人以上の場合1名専任	法11,令3,則2.4.5	安全に係る技術的事項	法11,則6	1人以上	労基署長の増員・解任	理科系・実務	常時巡視		○	○
大中規模	衛生管理者	・全業種常時50人以上 ・常時30人以上の場合1名専任	法12,令4,則7.10	衛生に係る技術的事項	法12,則11.12	1人から6人まで人数に応じて	労基署長の増員・解任	免許取得者等	毎週1回		○	○
	産業医	業種を問わず常時50人以上	法13,令5,則7.10	労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に	則15.14	3,000人以下1人以上、それ以上は2人	遅滞なく報告	医師	毎月1回		○	○
小規模	安全衛生推進者	常時10人以上50人未満	法12の2,則12の2,労働者告示第80号,則12の3	安全に係る技術的事項	法12の2	1人以上		学歴・実務		○		
	衛生推進者	常時10人以上50人未満 衛生管理者を専任しない場合		衛生に係る技術的事項		1人以上		学歴・実務		○		

現場での安全衛生管理体制

下請がある場合	統括安全衛生責任者	下請がある場合。建設業・造船業→原則常時50人以上、ずい道等の建設業→常時30人以上	法15,令7,則20,令18の2	指揮・統括管理	法30.15-(1),(4),則3.20	1人					△	△
	元方安全衛生管理者	統括安全衛生責任者を選任したとき	法15の2,則18の3.4	技術的事項	法15の2,則18の5	1人以上	労基署長の増員・解任	理科系・実務			△	△
	安全衛生責任者	統括安全衛生責任者を選任する事業者以外の請負人(下請負人)	法16	連絡	法16,則19	1人以上				△	△	△
	店社安全衛生管理者	ずい道、圧気工法、橋りょう→常時20人以上30人未満 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート→常時20人以上50人未満 その他の建設の仕事は、不要だが常時50人以上の現場は、統括安全衛生責任者選任。	法15の3,則18の6.7	協議組織会議、安全衛生管理、指揮	法15の3,則18の8	1人以上		学歴、実務	毎月1回巡視	△		
	作業主任者	作業区分に応じ	法14,令6,則16.17.18	労働者の指揮	法14,令6,則16.17.18	作業区分ごとに1人以上		免許・技能講習終了		○	○	○

安全衛生管理体制例

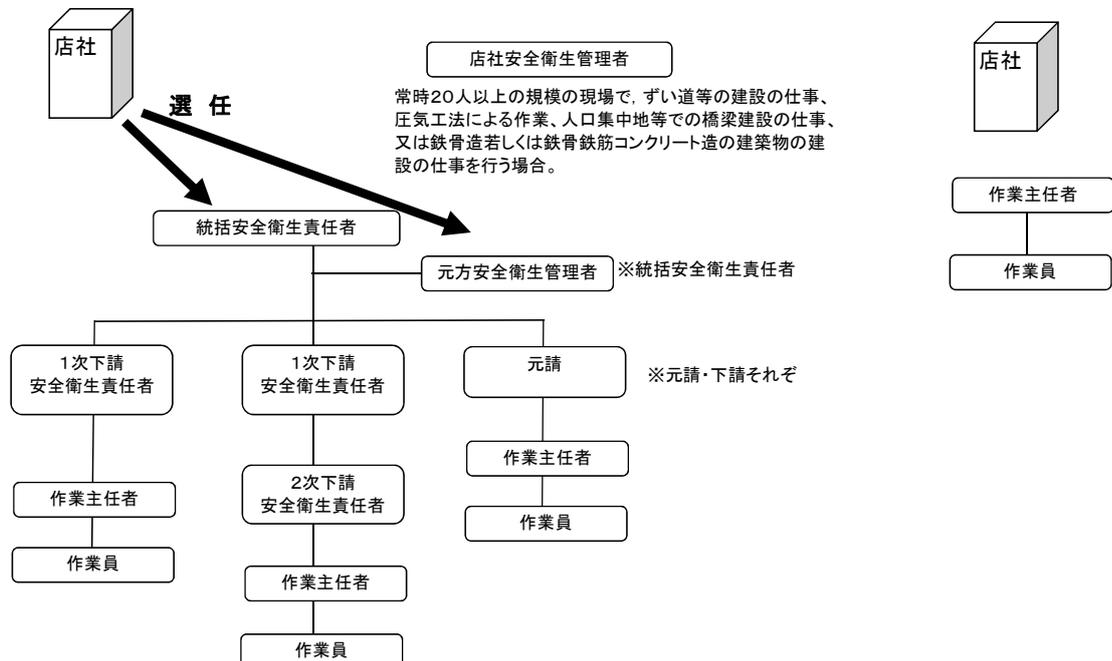
店社での安全衛生管理体制



現場での安全衛生管理体制

大規模な現場の場合(下請がある場合)

小規模(常時10~49人)な現場の場合(下請が無い場合)



危険有害業務従事労務者資格一覧

労働者		業務内容	資格(又は教育)要件	規則	条文
クレーン等	クレーン運転士	つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転	免許者(クレーン運転士)	安衛令	20(6)
		つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン	免許者(クレーン運転士)又は技能講習終了者	クレーン則	22
	移動式クレーン運転士	1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テラハの運転	特別教育修了者	安衛令	36(15)
		つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転	免許者(移動式クレーン運転士)	クレーン則	21
		つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	免許者(移動式クレーン運転士)又は技能講習終了者	安衛令	20(7)
	建設用リフト運転士	つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転	特別教育修了者	クレーン則	68
		建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者	安衛令	20(7)
	デリック運転士	つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転	免許者(デリック運転士)	クレーン則	68
		つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転	特別教育修了者	安衛令	36(16)
	玉掛作業	つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習修了者	クレーン則	67
つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け		特別教育修了者	安衛令	36(18)	
ドゴラン	ゴンドラ操作	特別教育修了者	クレーン則	183	
げ上	巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転	特別教育修了者	安衛令	20(8)
		特別教育修了者	クレーン則	108	
ンイ	研削といし取替試運転作業	研削といしの取替え又は取替え時の試運転	特別教育修了者	安衛令	36(17)
		特別教育修了者	クレーン則	107	
溶接	ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	技能講習修了者	安衛令	20(16)
	アーク溶接作業	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接溶断等の業務	特別教育修了者	クレーン則	221
電気	電気取扱者(高圧又は低下)	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育修了者	安衛令	36(19)
		特別教育修了者	クレーン則	222	
火薬	発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	発破技士免許者	安衛令	20(1)
		特別教育修了者	安衛令	318	
酸欠	酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者	安衛令	36(26)
		特別教育修了者	酸欠則	12	
ん粉じ	特定粉じん作業	常時特定粉じん作業に係る業務	特別教育修了者	安衛令	36(29)
		特別教育修了者	粉じん則	22	
建設機械等	車両系建設機械	機体重量3t以上のもの(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令	20(12)
		(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転者	機体重量3t未満のもの(同上)	特別教育修了者	安衛令
	車両系建設機械(基礎工事用)運転者	機体重量3t以上のもの(同上)	技能講習修了者	安衛令	20(12)
		機体重量3t未満のもの(同上)	特別教育修了者	安衛令	36(9)
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転	特別教育修了者	安衛令	36(9-2)
	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)	特別教育修了者	安衛令	36(9-3)
	車両系建設機械(締固め用)運転者	ローラー運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者	安衛令	36(10)
	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者	安衛令	36(10)の2)
	車両系建設機械(解体用)運転者	機体重量3t以上のもの(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令	20(12)
	車両系建設機械(同上)	機体重量3t未満のもの(同上)	特別教育修了者	安衛令	36(9)
	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者	安衛令	36(10)の3)
	高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く。)	技能講習修了者	安衛令	20(15)
		作業床の高さが10メートル未満の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者	安衛令	36(10)の4)
	不整地運搬車運転者	最大積載量が1t以上の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	技能講習修了者	安衛令	20(14)
	フォークリフト運転者	最大積載量が1t未満の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	特別教育修了者	安衛令	36(5)の3)
ショベルローダー等運転者	最大積載量が1t以上のフォークリフトの運転の業務(道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令	20(11)	
	最大積載量が1t未満のフォークリフトの運転の業務(道路上の走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛令	36(5)	
軌道動力車運転者	最大積載量が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	技能講習修了者	安衛令	20(11-2)	
	最大積載量が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者	安衛令	36(5-2)	
軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	特別教育修了者	安衛令	36(13)	
	特別教育修了者	安衛令	36(13)		
高気圧作業	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則	36(20-2)
	送気調節係員	作業室又は潜水作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	高圧則	11
	加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則	36(21.23)
	再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	高圧則	11
	高圧室内作業	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則	36(22)
	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	高圧則	11
ずい道	ずい道内作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業	特別教育修了者	安衛令	20(9)
		特別教育修了者	高圧則	12	

作業主任者の選任

選任配置すべき者	業 務 内 容	資格要件	規則条文	
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)	免許者	高圧則	10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許者	安衛則	314,316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許者	電離則	46,47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許者	電離則	52-2,52-3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則	129,130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則	321-3, 321-4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則	359,360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則	374,375
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則	383-2, 383-3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則	383-4, 383-5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則	403,404
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則	428,429
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則	246,247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則	565,566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 *1	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則	517-4, 517-5
鋼橋架設等作業主任者 *2	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則	517-8, 517-9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則	517-12, 517-13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則	517-17, 517-18
コンクリート橋架設等作業主任者 *3	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則	517-22, 517-23
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	特化則	27,28
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則	33,34
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則	11
有機溶剤の取扱い等作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とその含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則	19,19-2

(注. 建設業に係りの少ないものを除く。)

*1、*2、*3は、平成6年10月1日から改正施行される。
 なお、*1については、平成6年9月30日まで選任配置すべき者の欄は、「鉄骨の組立て等作業主任者」となり、その業務内容の欄は、「建築物の骨組み、橋梁の上部構造又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業」となる。
 〈参考〉 車両系建設機械とは、労働安全衛生法施行令別表第7(下表)のうち、動力を用い、かつ不特定の場所に自走できるものをいう。

別表第7

建設機械

一、整地・運搬・積込み用機械

1. ブル・ドーザー
2. モーター・グレーダー
3. トラクター・ショベル
4. ずり積機
5. スクレーパー
6. スクレープ・ドーザー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして

労働省令で定める機械

3. アース・ドリル
4. リバース・サーキュレーション・ドリル
5. せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
6. アース・オーガー
7. ペーパー・ドレーン・マシン
8. 1から7までに掲げる機械に類するものとして
労働省令で定める機械

二、掘削用機械

1. パワー・ショベル
2. ドラグ・ショベル
3. ドラグライン
4. クラムシェル
5. バケット掘削機
6. トレンチャー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして

労働省令で定める機械

四、締固め用機械

1. ローラー
2. 1に掲げる機械に類するものとして
労働省令で定める機械

五、コンクリート打設用機械

1. コンクリートポンプ車
2. 1に掲げる機械に類するものとして
労働省令で定める機械

三、基礎工事用機械

1. くい打機
2. くい抜機

六、解体用機械

1. ブレーカー
2. 1に掲げる機械に類するものとして
労働省令で定める機械

建設機械の就業制限

就業制限の業務(安衛法 61条 令20条)		就業が認められる資格 (安規41条 別表3)	特別教育業務 (安衛法59条・安規36条)
クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上運転 つり上げ荷重が5トン以上で、床上で運転し、 運転する者が走行方向にのみ移動 (床上運転式)	・クレーン運転士免許 ・クレーン運転士免許(限定)	5トン未満
	つり上げ荷重5トン以上で、床上運転し、運転 する者が荷とともに移動(床上操作式)	・床上操作式 ・クレーン運転技能講習	
移動式クレーン (ク則68)	つり上げ荷重5トン以上運転	・移動式クレーン運転士免許	1トン未満
	つり上げ荷重1トン以上5トン未満運転	・小型移動式クレーン運転技能講習	
デリック(ク則108)	つり上げ荷重5トン以上運転	・デリック運転士免許	5トン未満
潜水業務(高圧則12)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押 ポンプによる送気又はポンペからの給気を受 けて、水中において行う業務	・潜水士免許	潜水作業への送気調 節等の業務
溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶 接、溶断、加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習	
フォークリフト	最大荷重1トン以上運転業務 (道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・他 職訓有	1トン未満
建設機械	機体重量3トン以上運転 (道路走行は道交法適用) ・別表の7の1号 (整地、運搬、積込機) 1.ブルドーザ 2.モーターグレーダー 3.トラクターショベル 4.ずり積機 5.スクレーパー 6.スクレープドーザー ・別表の7の2号 (掘削機) 1.パワーショベル 2.ドラグショベル 3.ドラグライン 4.クラムシェル 5.バケット掘削機 6.トレンチャー	・車両系建設機械運転技能講習 (整地、運搬、積込、掘削用) ・その他、建設業法「建設機械施行 技士検定」職訓等あり 53.1.1前の規則による講習修了者には 新安規81条により、修了証とみな される。	3トン未満
	・別表の7の3号 (基礎工事機)(3トン以上) 1.くい打機 2.くい抜機 3.アースドリル 4.リバースサキュレーションドリル 5.せん孔機 6.アースオーガー 7.ペーパードレーンマシン	・車両系建設機械運転技能講習 (基礎工事) ・その他上欄に同じ	3トン未満 自走できないもの の作業装置の操作
	・別表の7の6号 (解体用機)(3トン以上) 1.ブレーカ	上欄に同じ	3トン未満
ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上運転 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習 ・他職訓等有	1トン未満
不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の運転の業務	・不整地運搬車運転技能講習	1トン未満
高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の運転業務	・高所作業車運転技能講習	10メートル未満
玉掛け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以 上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉 掛け業務	・玉掛け技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレー ン、デリック運転士免許 ・その他職訓あり	1トン未満

悪天候時及び地震後の作業規制一覧

天候	作業の措置・規制等	関係条文	
強風 (10分間の平均風速が毎 秒10メートル以上の風) 大雨 (1回の降雨量が50ミリ メートル以上の降雨) 大雪 (1回の降雪量が25センチ メートル以上の降雪)	事後の 点検 規模	明り掘削における作業箇所及び周辺の地山の点検(大雨の場合)	安衛則358条
		土止め支保工の点検(大雨の場合)	安衛則373条
		足場の各部分の状態の点検	安衛則567条、655条
		作業橋台の点検	安衛則575条の8、 655条の2
		ジブクレーンのジブの位置の固定等(強風の場合)	クレーン則31条の3
		移動式クレーンのジブの位置の固定等(強風の場合)	クレーン則74条の4
		ゴンドラの取付け部の状態、制御装置の機能、ワイヤロープ	ゴンドラ則22条
		採石作業の作業箇所及び地山の状態の変化の点検(大雨の場合)	安衛則401条
		林業架線設備の点検	安衛則511条
		作業の 中止 基準 等	ブレーカーを用いて工作物(5m以上のコンクリート造の工作物を除く)の解体若しくは破壊又はコンクリート、岩石等の破碎の作業の中止
	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ作業の実施について危険が予想されるとき		安衛則194条の6
	型わく支保工の組立て又は解体の作業の禁止		安衛則245条
	造林等の作業の禁止		安衛則483条
	木馬又は雪そりによる遁材の作業の禁止		安衛則496条
	林業架線作業の禁止		安衛則510条
	鉄骨の組立て、解体又は変更の作業の中止		安衛則517条の3
	鋼橋の架設、解体、変更の作業の中止		安衛則517条の7
	木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業の中止		安衛則517条の11
	コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業の中止		安衛則517条の15
	コンクリート橋の架設又は変更の作業の中止		安衛則517条の21
	高さ2メートル以上の箇所での作業の禁止		安衛則522条
	つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業の中止		安衛則564条
	作業橋台の組立て、解体又は変更の作業の中止		安衛則575条の7
	クレーン作業の中止(強風の場合)		クレーン則31条の2
	クレーンの組立て又は解体の作業の禁止		クレーン則33条
	移動式クレーン作業の中止(強風の場合)		クレーン則74条の3
	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業の禁止		クレーン則75条の2
	デリックに係る作業の中止(強風の場合)		クレーン則116条の2
	デリックの組立て又は解体の作業の禁止		クレーン則118条
	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレールの支持塔の組立て又は解体の作業の禁止		クレーン則153条
	建設用リフトの組立て又は解体の作業の禁止		クレーン則191条
	ゴンドラを使用する作業の禁止		ゴンドラ則19条
	事後 点検	屋外に設置されているクレーンの各部分の異常の有無の点検	クレーン則37条
屋外に設置されているデリックの各部分の異常の有無の点検		クレーン則122条	
屋外に設置されているエレベーターの各部分の異常の有無の点検		クレーン則156条	
建設用リフト(地下に設置されているものを除く)の各部分の異常の有無の点検		クレーン則194条	
屋外に設置されている走行クレーンの逸走防止の装置		クレーン則31条	
屋外に設置されているデリックの破損防止の措置		クレーン則116条	
防 止 措 置	屋外に設置されているエレベーターの倒壊防止の措置(瞬間風速毎秒35メートルを超える場合)	クレーン則152条	
	建設用リフト(地下に設置されているものを除く)の倒壊防止の措置(瞬間風速毎秒35メートルを超える場合)	クレーン別189条	
中震以上の地震 (震度4以上の地震)	事後の 点検 等	明かり掘削作業の作業箇所及び周辺地山の状態の変化の点検	安衛則358条
		土止め支保工の点検	安衛則373条
		ずい道等の建設の作業における内部の地山の点検	安衛則382条
		ずい道の建設の作業における可燃性ガスの濃度測定	安衛則382条の2
		ずい道支保工の点検	安衛則396条
		採石作業の地山の点検	安衛則401条
		林業架線設備の点検	安衛則511条
		足場の各部分の状態の点検	安衛則567条、655条
		作業橋台の点検	安衛則575条の8、点 655条の2
		屋外に設置されているクレーンの各部分の異常の有無の点	クレーン則37条
	屋外に設置されているエレベーターの各部分の構造及び機能の点検	クレーン則156条	
	建設用リフト(地下に設置されているものを除く)の各部分の異常の有無の点検	クレーン則194条	